

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案  
(追加分)

## 議 案 名

- 議案第 17 号 上尾市教育員会教育長の勤務時間に関する規則を廃止  
する規則の制定について ..... 1
- 議案第 18 号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する  
規程の一部を改正する訓令の制定について ..... 2

議案第 17 号

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則を廃止する規則の制定について

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則を廃止する規則

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 31 年上尾市議会 3 月定例会において教育長の勤務時間、休日及び休暇について定める条例が成立したことに伴い、教育長の勤務時間について定める規則は廃止したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 12 の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「受理を」の次に「すること並びに弁明書及び書類その他の物件の提出を」を加える。

別表第 2 の教育総務部教育総務課の表 4 の項第 7 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項第 8 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同項第 9 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項第 11 号の次に次のように加える。

<p>(12) 上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 11 号。次号において「教育長勤務時間等条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により教育長の服務に関し次のアからオまでに掲げる行為を行うこと。</p> <p>ア 遅参、早退、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</p> <p>イ 時間外勤務命令</p> <p>ウ 勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の承認</p> <p>エ 勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の承認</p> <p>オ 勤務時間条例第 5 条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更並びに勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定による代休日の指定</p>			○
<p>(13) 教育長勤務時間等条例第 3 条の規定により教育長の職務に専念する義務を免除すること。</p>			○

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する行為に関し専決区分を設定する等の改正をしたいので、この案を提出する。